



2024年9月27日

各 位

会社名 株式会社 極 洋  
代表者名 代表取締役社長 井上 誠  
(コード: 1301、東証プライム市場)  
問合せ先 常務取締役 檜垣 仁志  
(TEL. 03-5545-0703)

役員向け株式給付信託への追加拠出に伴う  
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

|           |   |
|-----------|---|
| (1) 処分期日  | 2024年10月15日                                 |
| (2) 処分株式数 | 当社普通株式 38,000株                              |
| (3) 処分価額  | 1株につき4,560円                                 |
| (4) 処分総額  | 173,280,000円                                |
| (5) 処分先   | 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                          |
| (6) その他   | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017年6月27日開催の第94回定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象者とする業績連動型株式報酬制度である「役員向け株式給付信託」（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」という。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）を導入し、その後、2021年6月25日開催の第98回定時株主総会及び2023年6月27日開催の第100回定時株主総会の決議に基づき、本制度の対象者を追加する等、本制度を一部改定のうえ継続しております。（本制度の概要につきましては、2017年5月11日付「業績連動型の株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び2023年5月12日付「業績連動型の株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照下さい。）

本日開催の取締役会において、当社は、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するための資金として、本信託に金銭を追加拠出（以下、「追加信託」といいます。）すること及びそれに伴い本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対して本自己株式処分を行うことを決議いたしました。

処分数量につきましては、当社が制定している取締役株式給付規程及び雇用型執行役員株式給付規程に基づき、2事業年度に付与すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、2024年3月31日現在の発行済株式総数 12,078,283 株に対し、0.31%（2024年3月31日現在の総議決権個数 118,924 個に対する割合 0.32%。いずれも少数点以下第3位を四捨五入。）となります。当社としましては、本制度は中長期的には当社の業績の向上と企業価値の増大に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

#### <本信託の概要>

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 名称        | : 役員向け株式給付信託  |
| (2) 委託者       | : 当社  |
| (3) 受託者       | : 株式会社りそな銀行<br>株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結しており、株式会社日本カストディ銀行が再信託受託者となります。 |
| (4) 受益者       | : 当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）のうち、受益者要件を満たす者             |
| (5) 信託管理人     | : 当社と利害関係を有しない第三者   |
| (6) 信託の種類     | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）  |
| (7) 本信託契約の締結日 | : 2017年8月21日  |
| (8) 信託の期間     | : 2017年8月21日から本信託が終了するまで<br>(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。)     |

#### ※追加信託及び本信託における当社株式取得の概要

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (1) 追加信託日     | : 2024年10月15日（予定）        |
| (2) 追加信託金額    | : 165,000,000円           |
| (3) 取得する株式の種類 | : 当社普通株式                 |
| (4) 取得する株式数   | : 38,000株                |
| (5) 株式の取得日    | : 2024年10月15日（予定）        |
| (6) 株式の取得方法   | : 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得 |

(注)本信託は、今回の追加信託に係る金銭 165,000,000円及び信託財産に属する金銭 11,920,972円の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日（以下、「本取締役会決議日」という。）の直前営業日（2024年9月26日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である4,560円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していること及び本取締役会決議日の直前1カ月間（2024年8月27日から2024年9月26日）の終値の平均である4,189円（円未満切捨て）からの乖離率は8.86%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前3カ月間（2024年6月27日から2024年9月26日）の終値の平均値である4,030円（円未満切捨て）からの乖離率は13.15%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前6カ月間（2024年3月27日から2024年9月26日）の終値の平均値である3,882円（円未満切捨て）からの乖離率は17.47%（小数点以下第3位を四捨五入）となっていることから、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち2名は社外監査役）全員が、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断は適正である旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上